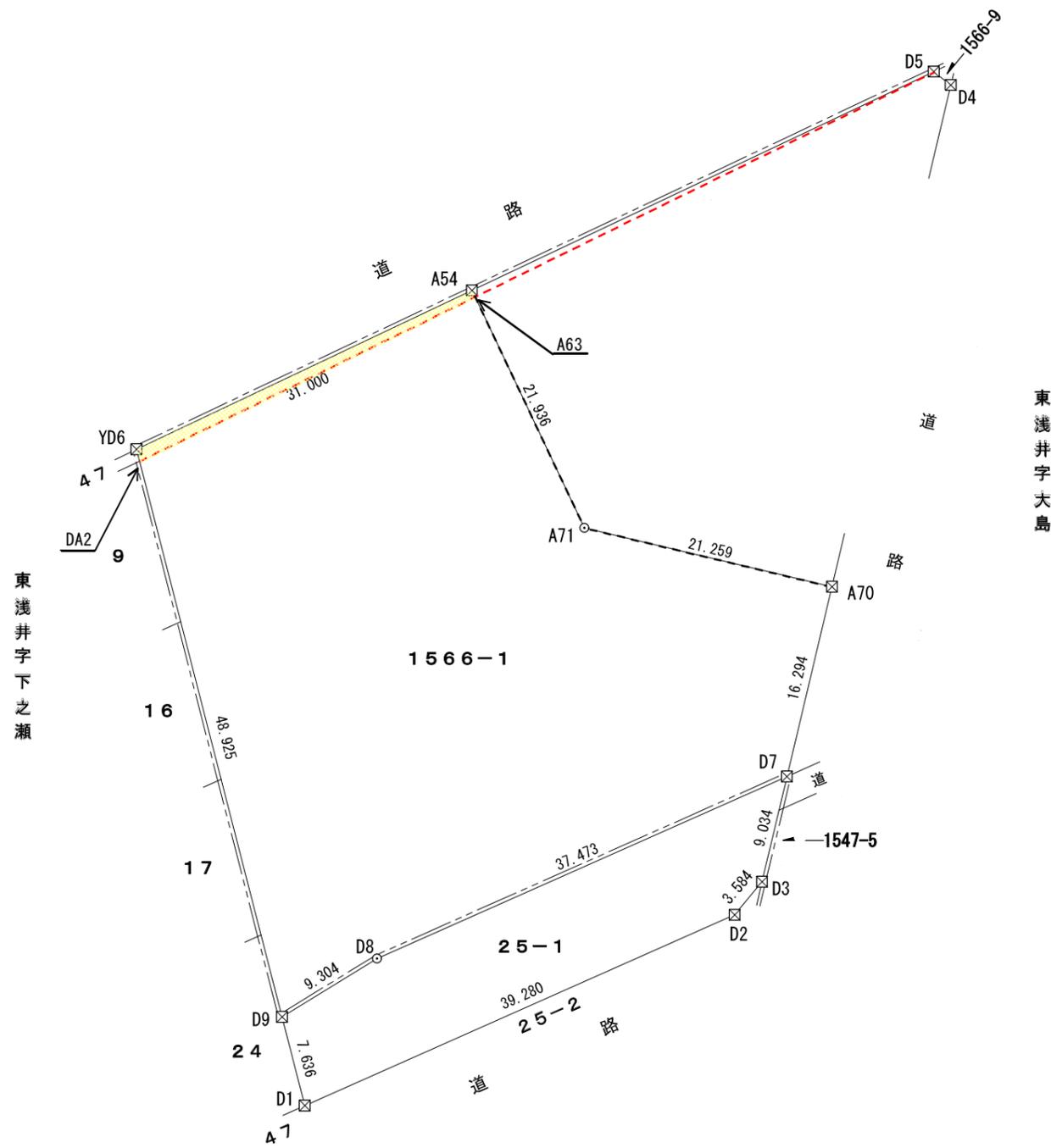


別紙5 北側道路接面部施工条件書



黄色部分（境界YD6-A54-A63-DA2で囲まれる範囲）の施工は次のとおりとする。

- ・ 後述の車両の往来（飛び込み）規制対策を除き、柵等の構造物は設置しないこと。
- ・ 「愛知県の道路の手引き」（4編舗装編）等を参考とし、車両の往来に耐えられる仕様での浸透性アスファルト舗装を施すこと。この舗装部分を雨水対策の数量に含めないこと。
- ・ 道路境界線YD6-A54からラインDA2-A63に向かっては2%登り勾配とすること。
- ・ 西側隣地境界線（ラインYD6-DA2）及び東側隣地境界線（ラインA54-A63）を跨ぐ車両の往来（飛び込み）を防止するため、これら隣地境界線に接する位置にガードレール、視線誘導標（それぞれ東向き・西向き両方向）等を用い、強固な仕様で往来（飛び込み）防止対策を講じること。
- ・ この部分は調理場用地であって公道ではないため、管理すること。

事業用地の接道面の施工については次のとおりとする。

- ・ 第三者が黄色部分を除く調理場用地内に容易に進入できない措置を講じること。
- ・ 接道面（黄色部分にあってはラインDA2-A63）から10cmの範囲の地上に構造物を設置しないこと。
- ・ 接道面（黄色部分にあってはラインDA2-A63）から5cmの範囲の地中に構造物を設置しないこと。
- ・ ラインDA2-A63及びラインA70-D7-D3-D2から人、車両の出入りをさせないこと。
- ・ 第三者が容易に進入できない措置を講じること。

雨水排水

- ・ 事業用地北部にある日光川はが溢水しやすいため、大雨時に近隣に迷惑を掛けないよう舗装は浸透性を採用するとともに、その他雨水対策を十分にとること。
- ・ 北側駐車場区画（境界DA2-A63-A71-A70-D7-D3-D2-D1-D9で囲まれる範囲）からの雨水排水は、一時に事業用地北部の日光川に流れ込まないように十分な対策を講じること。

筆界点	境界標の種類
☒	プラスチック杭
田	コンクリート杭
□	金属標
⊕	金属鋸
△	刻印
●	木杭
○	計算点

図面名称	縮尺
接道部分施工条件図	1/500